

社会福祉法人斜里福社会役員等の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人斜里福社会（以下「法人」という。）役員等の費用弁償に関する事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 役員等の範囲は、理事、監事、評議員及び委員会等の委員とする。

(支給額)

第3条 費用弁償の支給額は、別表1による。

(支給方法)

第4条 役員等が会議等の出席及び出勤したとき、随時これを支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年12月13日）

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1

役員の区分	費用弁償額（日当）	費用弁償額（車賃）
理 事	2,000円	バスは実費 私有車は片道 5k以上10k未満1回300円 10k以上15k未満1回500円 15k以上1回800円
監 事	2,000円	
	監査指導等 5,000円	
評 議 員	2,000円	
委員会等の 委 員	2,000円	